

第1期三宅村自殺対策計画

【平成30年度～平成34年度】

平成30年3月

東京都三宅村

第1章 三宅村自殺対策計画の策定の考え方

第1節 計画の趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	1
第3節 計画の期間	2
第4節 計画の数値目標	3
第5節 自殺に対する基本認識	3

第2章 三宅村の地域を取り巻く現状

第1節 人口・世帯の推移	4
第2節 自殺の現状	9

第3章 自殺対策における取り組み

第1節 基本施策	11
第2節 現状の関連事業	12

第4章 自殺対策計画の推進

第1節 計画の推進のために	13
---------------	----

付属資料

三宅村自殺対策計画策定委員会 設置要綱	15
三宅村自殺対策計画策定委員会 委員名簿	17
三宅村自殺対策計画策定委員会 開催経過	18

第1章 三宅村自殺対策計画の策定の考え方

第1節 計画の趣旨

我が国の自殺者数は、平成10年に一挙に8,000人余り増加して3万人を超えて、その後も高い水準で推移してきました。

このような中、平成18年10月に自殺防止及び自殺者の親族等に対する支援の充実を図るために、自殺対策基本法が施行されました。

そして、平成28年には、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策と連携を図り、「生きることの包括的な支援」として実施する等、同法が改正されました。

本村では、火山との共生を余儀なくされる中、超高齢社会を迎えており、若年層の人口も伸び悩んでいるのが現状です。

本計画は厳しい環境条件の下、島しょという三宅島の特色を活かし、自殺対策基本法第13条の規定に基づき、全ての人がかげがえのない個人として尊重される社会、「誰も自殺に追い込まれることのない三宅村」を実現することを目的として策定しています。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、平成28年に改正された自殺対策基本法（平成18年法律第85号）の第13条を基本とするとともに、第5次三宅村総合計画を上位計画とし、これまでに策定されてきた各分野の福祉計画と整合性及び連携を確保して策定しています。

◇ 自殺対策基本法

（都道府県自殺対策計画等）

第13条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

第3節 計画の期間

本計画は、平成30年度から平成34年度までの5ヶ年を計画期間としています。また、この計画は、その後も自殺対策基本法や自殺総合対策大綱が見直された場合等、自殺対策をめぐる状況の変化を踏まえながら、必要に応じて、この計画の見直しを行います。

第1期三宅村自殺対策計画の期間

平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度	平成 37 年度	平成 38 年度
平成30～34年度								

他計画の期間

平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度	平成 37 年度	平成 38 年度
平成24～33年度			第5次三宅村総合計画					
平成30～32年度			第2期地域福祉計画 第2期障害者計画 第5期障害福祉計画 第1期障害児福祉計画 第7期高齢者保健福祉計画 第7期介護保険事業計画					
平成27～31年度			第1期子ども・子育て支援事業計画					

第4節 計画の数値目標

平成27年における本村の自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）は73.69で、国の目標である「平成38年までに自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少させる」に基づき、三宅村では「平成38年までに誰も自殺に追い込まれることのない社会」を目標とします。

	平成27年	平成34年 (第1期計画)	平成38年
自殺者数(人)	2	0	0
自殺死亡率	73.69	0.0	0.0

第5節 自殺に対する基本認識

本村においては、自殺総合対策大綱に沿って、次の3つを自殺に対する基本認識とします。

- (1) 自殺は、その多くが個人の自由な意思や選択の結果ではなく、様々な悩みにより心理的に追い込まれた末の死である。
- (2) 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだに続いている。
- (3) 地域レベルの実践的な取組みを計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Act)のサイクルを通じて推進する。

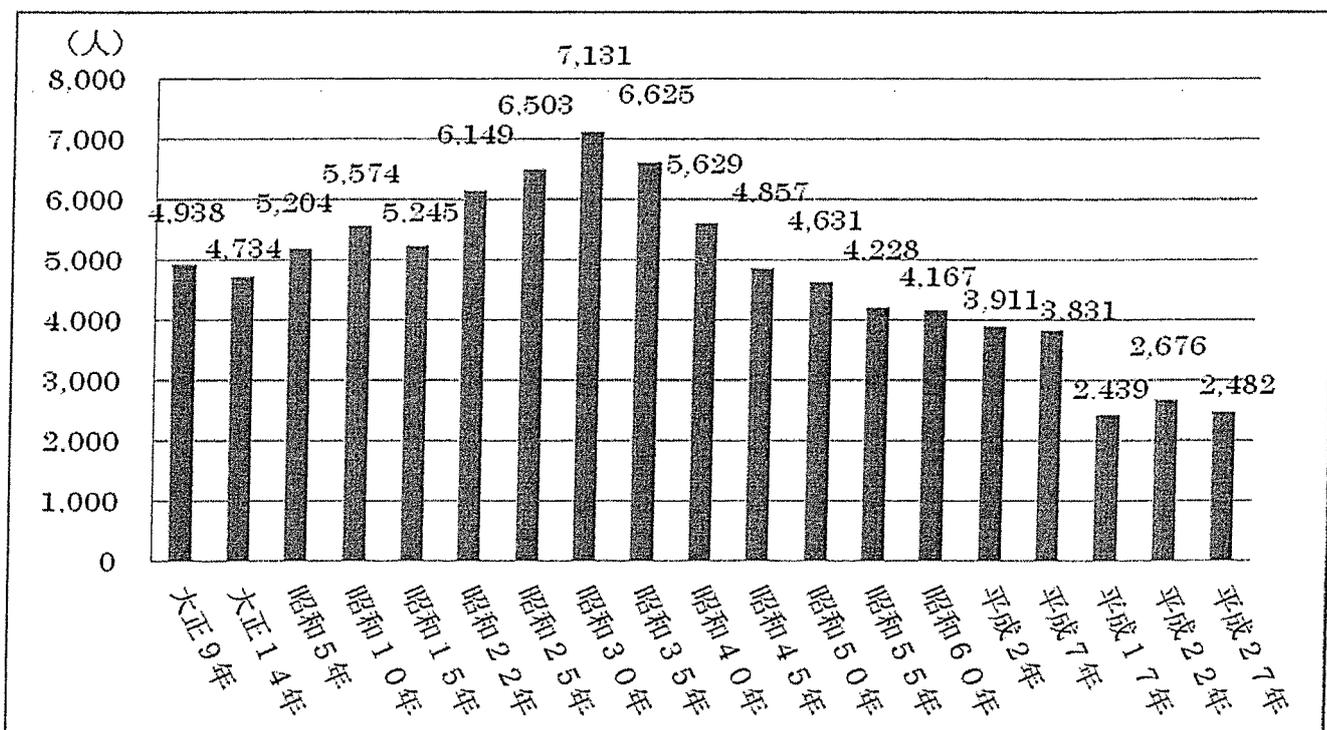
第2章 三宅村の地域を取り巻く現状

第1節 人口・世帯の推移

(1) 総人口（国勢調査）

三宅村の人口は、戦後の増加傾向がピークを迎えた昭和30年以降、高度経済成長の影響などにより、年々ゆるやかな下降を続けていました。しかし、平成12年の噴火災害の影響により、帰島後の国勢調査で急激に減少し、2,500人を割り込むこととなりました。

国勢調査人口の長期的な推移



※平成12年（10月1日）は避難指示期間の為、未実施。

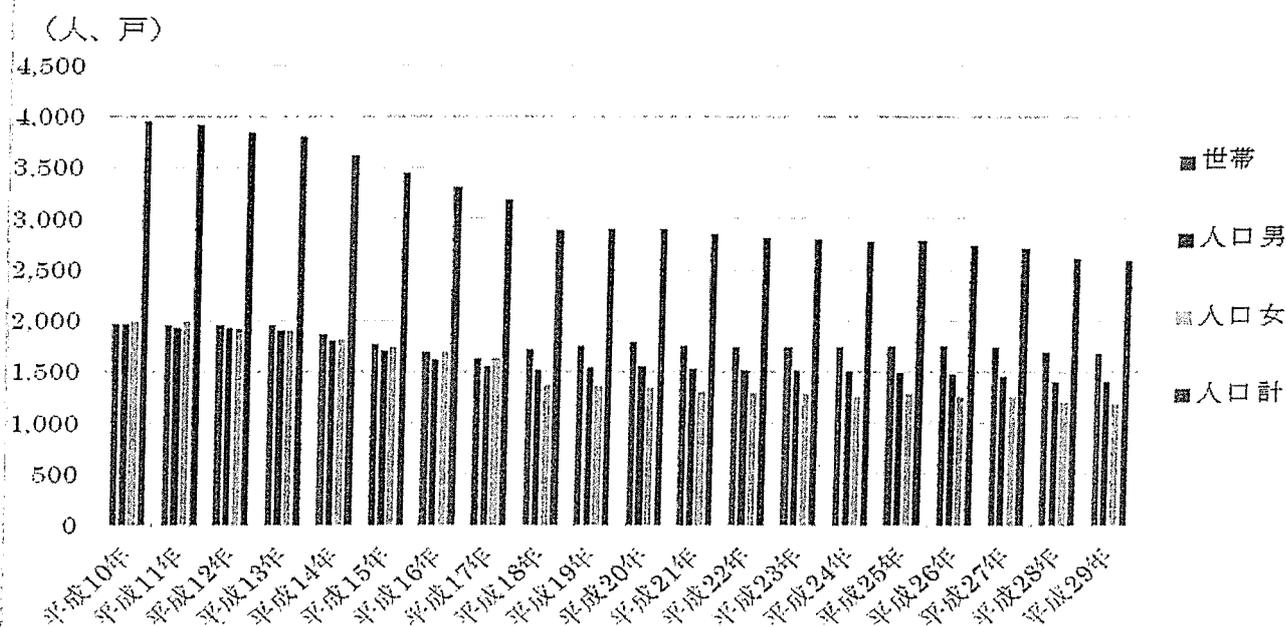
資料：国勢調査

(2) 人口と世帯（住民基本台帳）

住民基本台帳による三宅村の人口は、避難指示解除後の平成18年を境に3,000人を切ることとなりました。人口の減少ほど世帯数の減少はないことから、核家族や単身世帯が増加していると予測されます。

人口・世帯の推移

(1月1日現在)



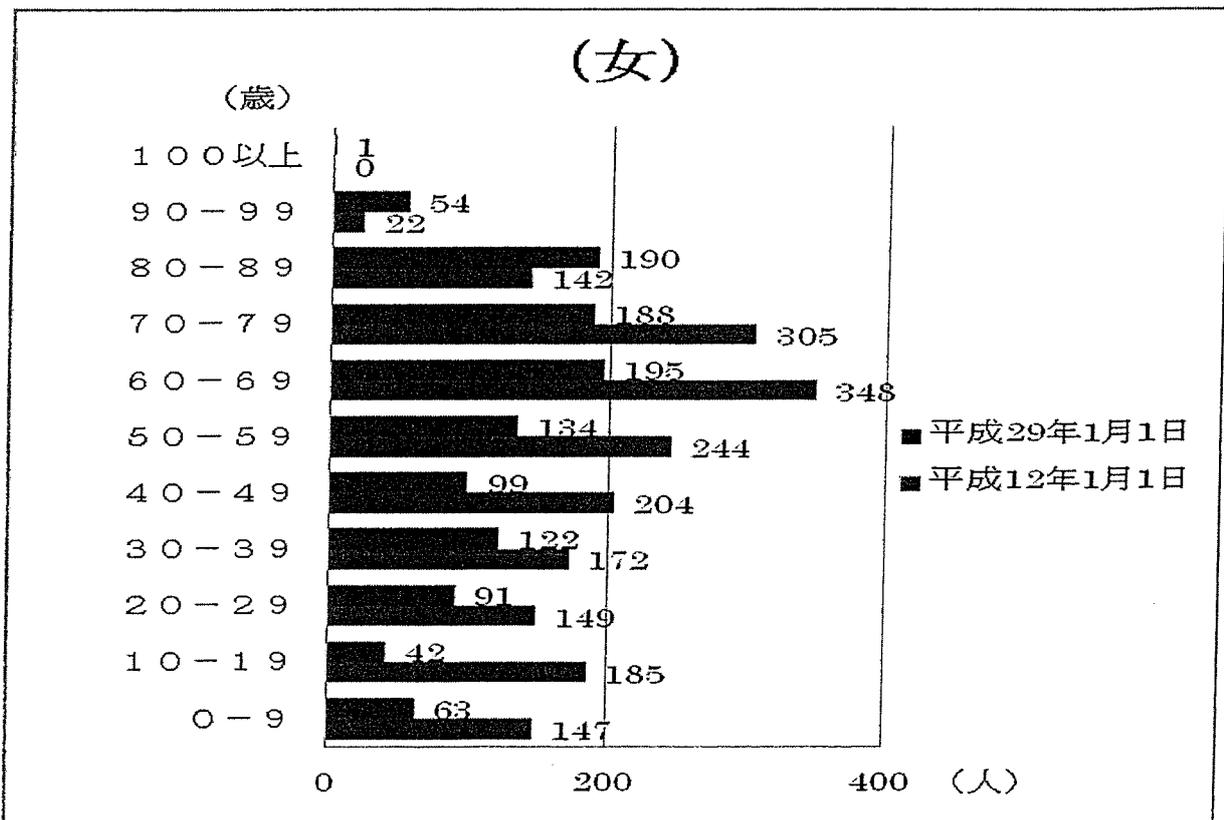
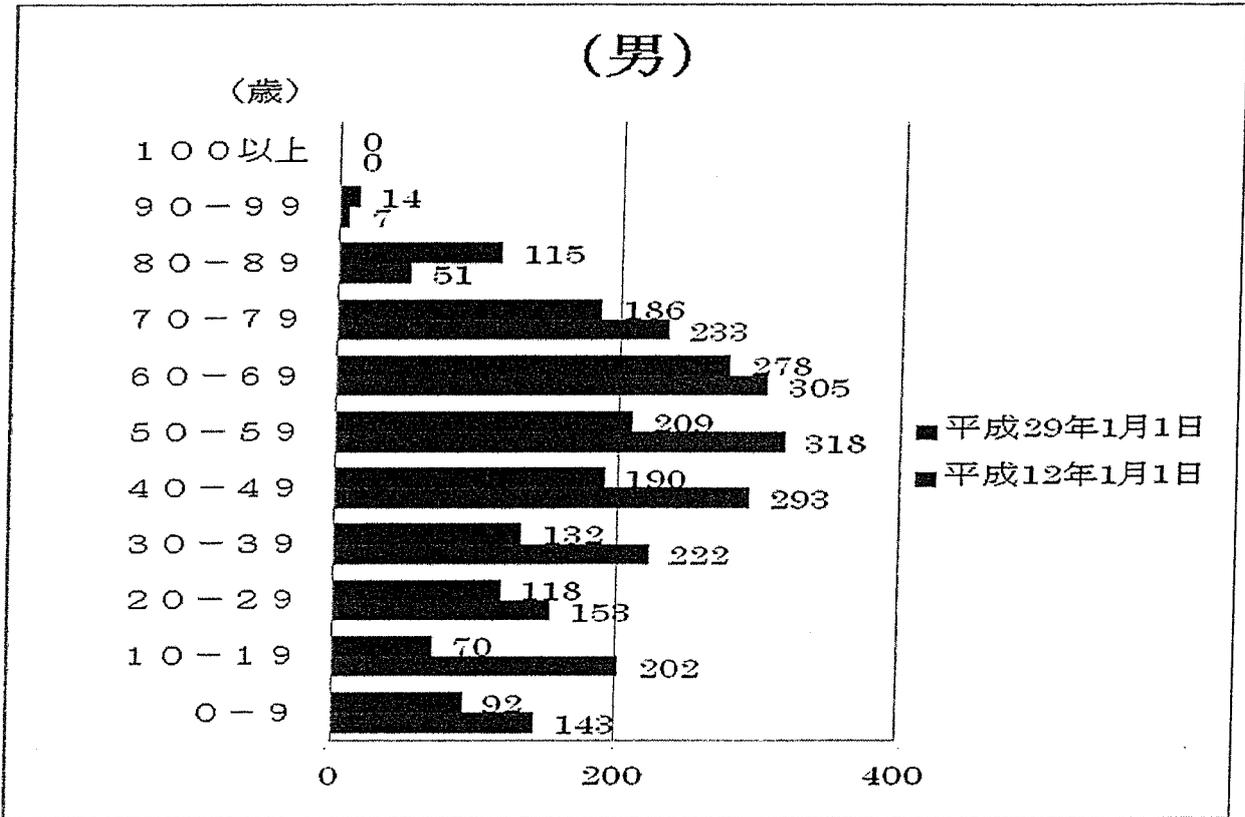
資料：住民基本台帳

人口・世帯の推移（内訳）

	世帯数(戸)	人口(人)		
		男	女	計
平成10年	1,970	1,965	1,990	3,955
平成11年	1,959	1,929	1,990	3,919
平成12年	1,957	1,927	1,918	3,845
平成13年	1,956	1,907	1,904	3,811
平成14年	1,871	1,801	1,819	3,620
平成15年	1,773	1,704	1,747	3,451
平成16年	1,688	1,623	1,690	3,313
平成17年	1,630	1,553	1,636	3,189
平成18年	1,716	1,513	1,371	2,884
平成19年	1,749	1,542	1,358	2,900
平成20年	1,796	1,556	1,341	2,897
平成21年	1,757	1,537	1,311	2,848
平成22年	1,741	1,516	1,299	2,815
平成23年	1,744	1,521	1,278	2,799
平成24年	1,739	1,511	1,264	2,775
平成25年	1,755	1,494	1,288	2,782
平成26年	1,750	1,476	1,262	2,738
平成27年	1,742	1,461	1,253	2,714
平成28年	1,699	1,409	1,210	2,619
平成29年	1,681	1,404	1,179	2,583

資料：住民基本台帳

年齢別人口対比

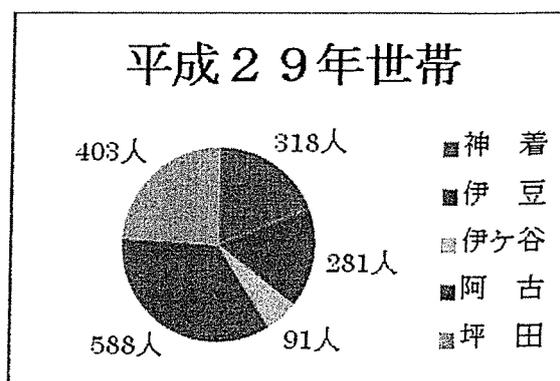
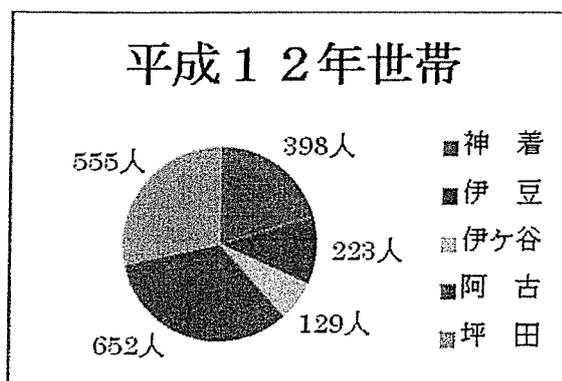
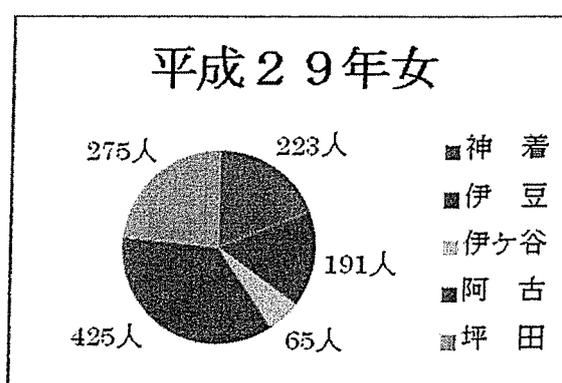
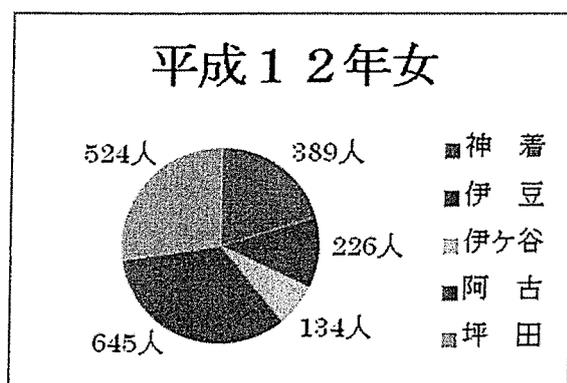
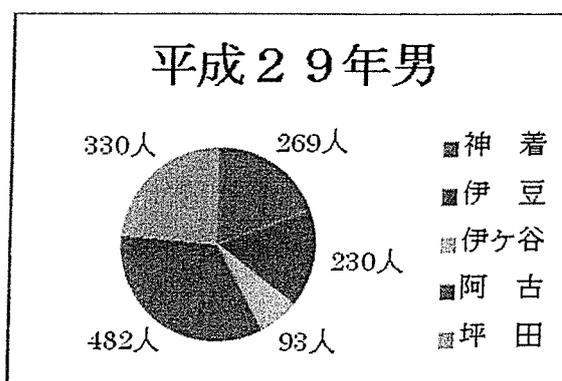
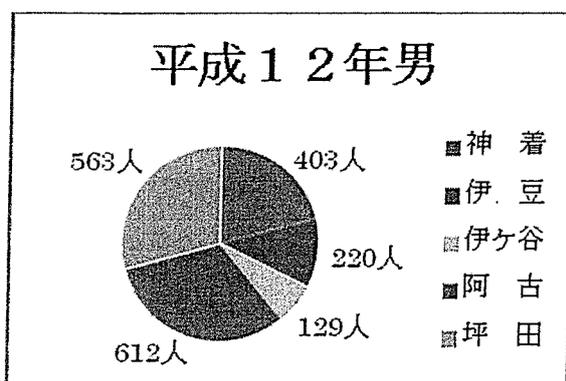


資料：住民基本台帳

地区别人口对比

(单位：人、%)

		神 着	伊 豆	伊ヶ谷	阿 古	坪 田	合 計
平成12年1月	男	403	220	129	612	563	1,927
	女	389	226	134	645	524	1,918
	世帯	398	223	129	652	555	1,957
平成29年1月	男	269	230	93	482	330	1,404
	女	223	191	65	425	275	1,179
	世帯	318	281	91	588	403	1,681
増 減 率	男	66.7%	104.5%	72.1%	78.8%	58.6%	72.9%
	女	57.3%	84.5%	48.5%	65.9%	52.5%	61.5%
	世帯	79.9%	126.0%	70.5%	90.2%	72.6%	85.9%

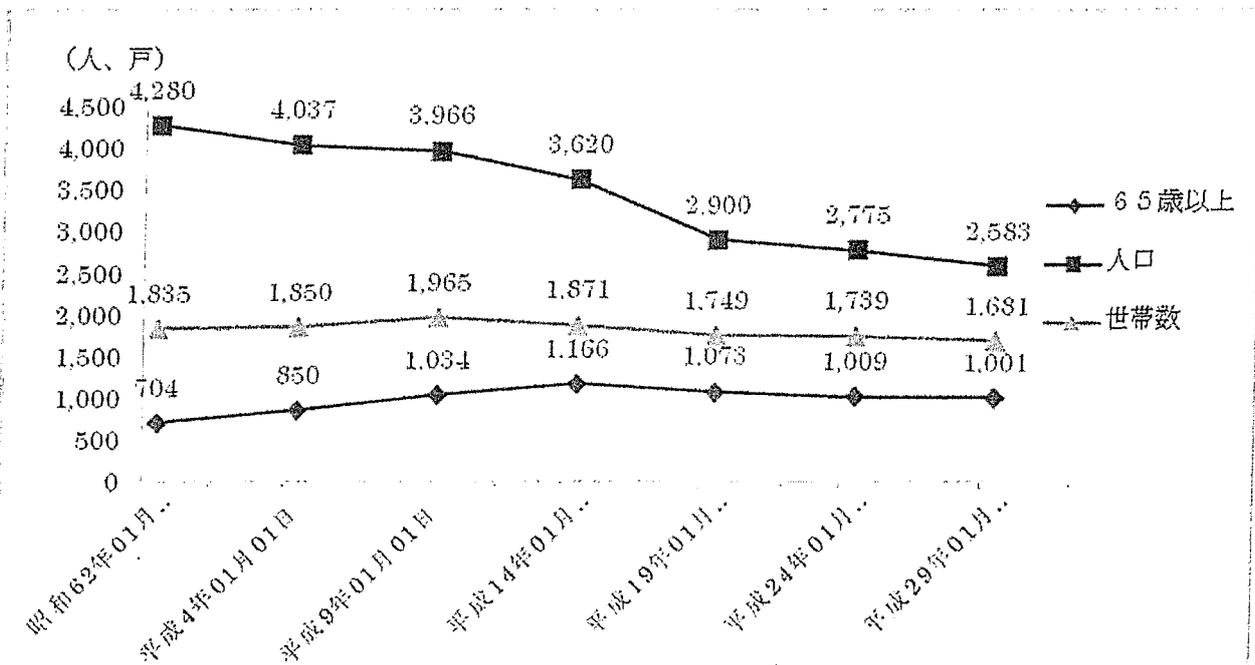


資料：住民基本台帳

(3) 生産年齢人口

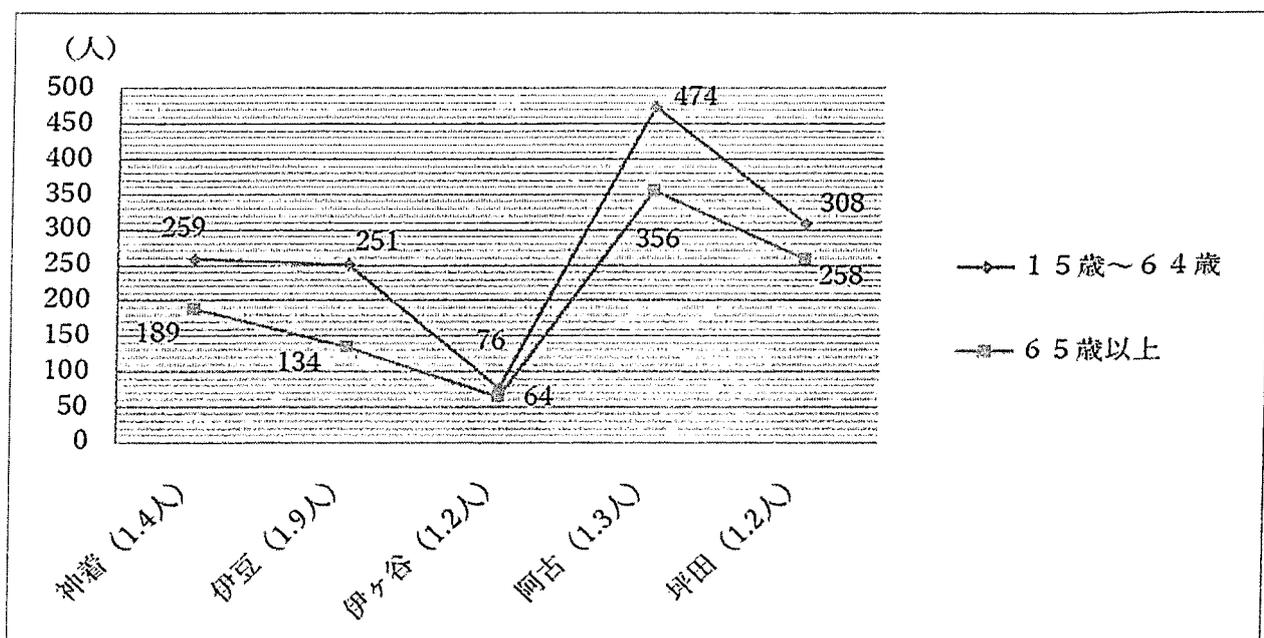
三宅村における高齢者の割合は非常に高く、人口の約39%を占めており、今後もこの傾向は継続することが予想されます。また、高齢者に対する生産年齢人口（15歳から64歳）の割合が平均で1.4人となっております。

65歳以上の人口の推移



資料：住民基本台帳（各年ともに1月1日現在）

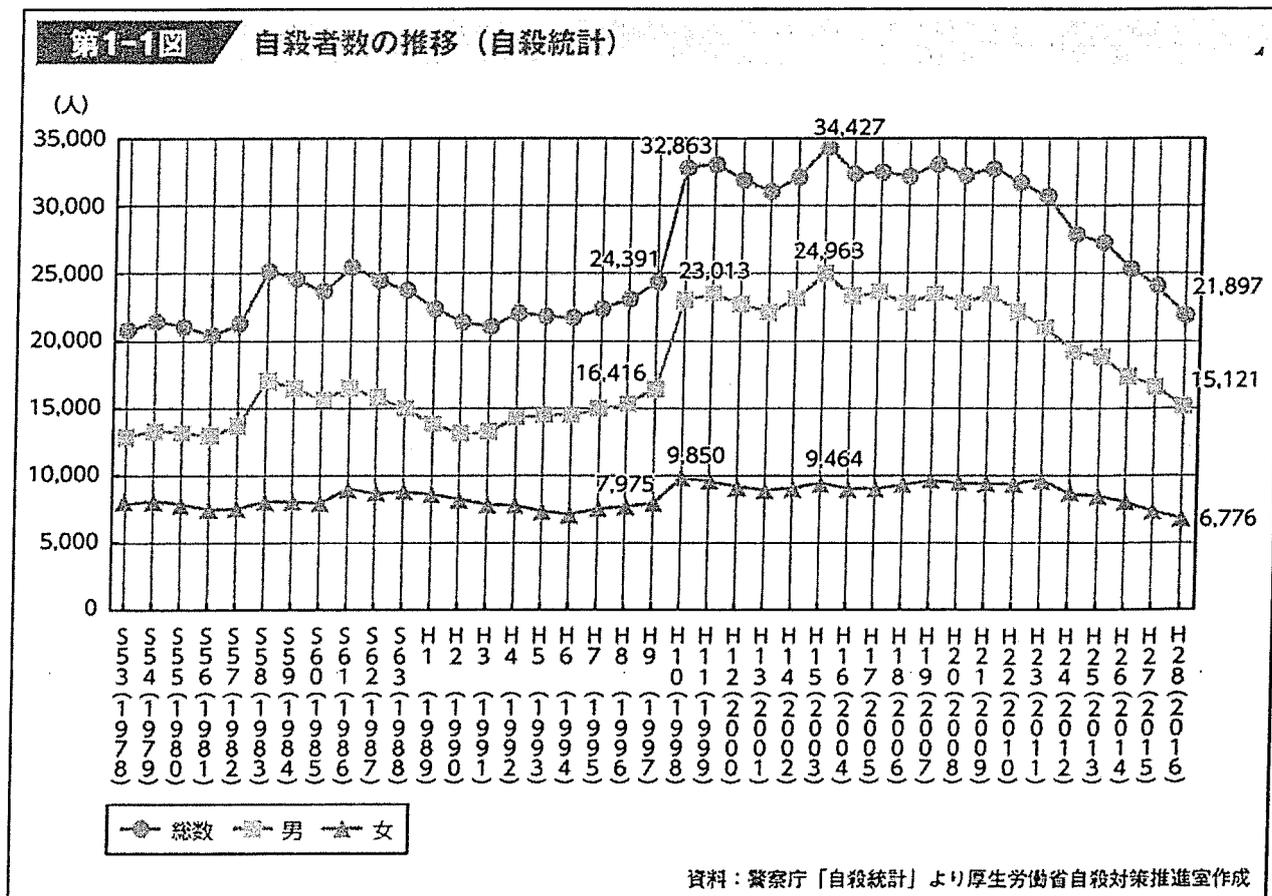
各地区の高齢者を支える生産年齢人口（15歳から64歳）の割合



資料：住民基本台帳（平成29年1月1日現在）

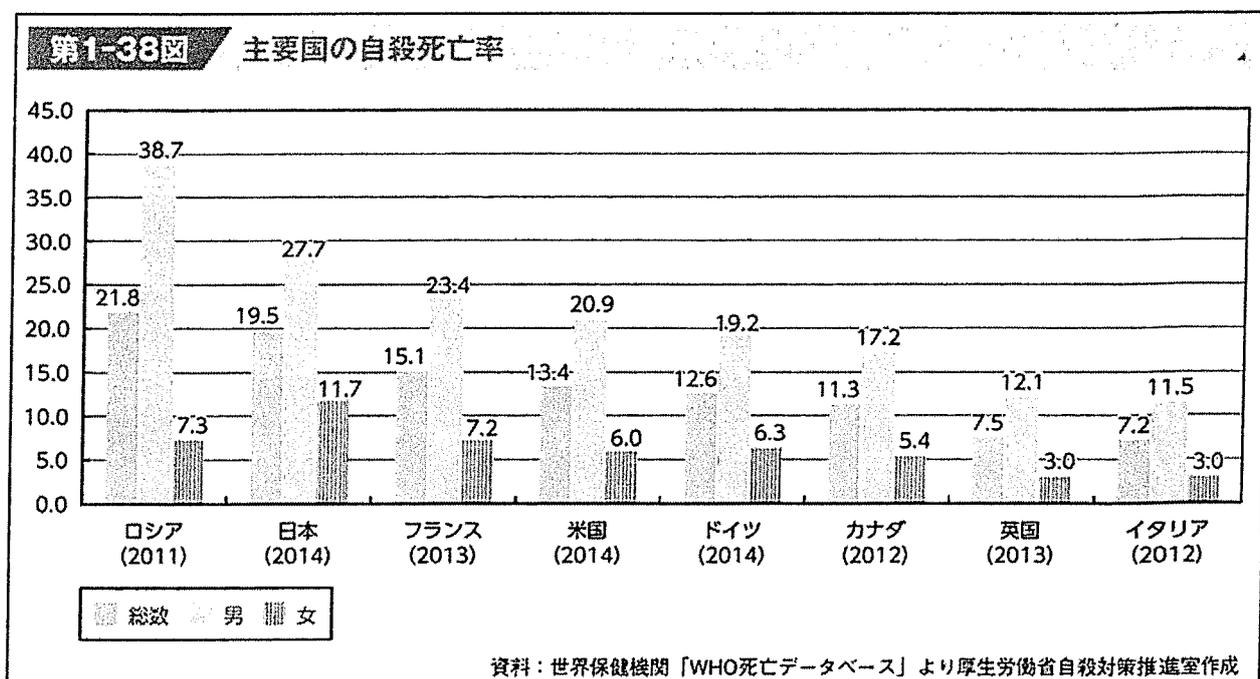
第2節 自殺の現状

(1) 日本の自殺者数の推移



資料：平成 29 年版「自殺対策白書」

(2) 自殺死亡率の国際比較



資料：平成 29 年版「自殺対策白書」

(3) 三宅村の自殺の現状

基準日：自殺日

住居地別	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
自殺者数	3	0	0	2	1	1	2	1	0
自殺 死亡率	117.49	0.0	0.0	73.77	36.74	36.52	73.69	38.18	0.0

資料：「地域における自殺の基礎資料」

※自殺死亡率：人口10万人当たりの自殺死亡者数

基準日：自殺日

発見地別	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
自殺者数	2	0	0	2	1	1	2	1	0
自殺 死亡率	71.66	0.0	0.0	73.77	36.74	36.52	73.69	38.18	0.0

資料：「地域における自殺の基礎資料」

※自殺死亡率：人口10万人当たりの自殺死亡者数

第3章 自殺対策における取り組み

第1節 基本施策

① 地域におけるネットワークの強化

関係機関との連携を図り、対象者への支援に努めます。【福祉健康課】

目標：いつ、どのような活動を行ったかを記録に残します。

② 自殺対策を支える人材の育成

相談窓口における職員の資質の向上を図ります。【福祉健康課】

目標：心の健康づくりや自殺予防に関する研修に参加します。

③ 住民や職場への啓発と周知

「自殺予防週間」（9月10日～16日）や「自殺対策強化月間」（3月）に普及啓発活動を行い、自殺防止等に関する住民の理解や職場でのハラスメント防止に努めます。【福祉健康課】

目標：広報などにて啓発活動を行います。

④ 生きることの促進要因への支援

関わっていく中で、生きがいを見出せるよう支援していきます。【福祉健康課】

目標：いつ、どのような活動を行ったかを記録に残します。

⑤ 児童生徒のSOSの出し方や保護者の受け取り方に関する教育

児童生徒や保護者に「SOSの出し方や受け取り方に関する教育」を実施します。
【三宅村教育委員会】

目標：小中学校において啓発活動を行います。

第2節 現状の関連事業

- (1) 医療面
健康面
- ・精神科及び産婦人科専門診療などの実施 【中央診療所】
 - ・医療的ケア 【中央診療所】
 - ・健康相談 【福祉健康課、保健所】
- (2) 経済面
- ・生活保護、生活困窮者への支援 【支庁】
 - ・ひとり親への支援 【支庁】
 - ・自立支援医療受給者証（精神通院）の交付 【福祉健康課】
 - ・障害者への島内タクシー助成 【福祉健康課】
 - ・重度障害者への手当、医療費助成（マル障） 【福祉健康課】
 - ・子ども（マル乳、マル子）、ひとり親家庭等（マル親）の医療費助成 【福祉健康課】
 - ・児童手当 【福祉健康課、公務員：職場】
 - ・ひとり親家庭への手当 【福祉健康課】
 - ・キッズパス 【福祉健康課】
 - ・おむつ代助成、おむつ原価販売 【福祉健康課、社協】
 - ・公共職業安定所との連携による失業者に対する支援 【村民課】
 - ・準要保護児童生徒援助 【教育委員会】
 - ・高校生通学費助成 【教育委員会】
 - ・奨学資金貸付制度 【教育委員会】
 - ・生活福祉貸付金 【社協】
 - ・高齢者就業支援 【シルバー】
- (3) 介護面
- ・高齢者及び介護者に対する相談支援
【福祉健康課、地域包括、保健所、民生委員、社協、中央診療所、風のカフェ、めぐりケアなど】
 - ・ホームヘルパーによる家事援助などの支援 【社協】
 - ・デイサービス、短期入所、施設入所による支援 【あじさい】

- (4) 育児面
 - ・ 保育園 【福祉健康課】
 - ・ 子ども家庭支援センター 【福祉健康課】
 - ・ 乳幼児健診、子育て広場などの育児相談 【福祉健康課】
 - ・ 児童相談所による児童巡回相談 【福祉健康課】
 - ・ スクールカウンセラー 【教育委員会】

- (5) 環境面
 - ・ 独居高齢者などの見守り事業
【福祉健康課、民生委員、社協、めぐり、地域包括、支庁、保健所、警察、シルバー、あじさいなど】
 - ・ 高齢者配食サービス 【あじさい】
 - ・ デイケアなど精神障害者への支援 【保健所】
 - ・ 駐在所 【警察】

- (6) その他
 - ・ 法律相談 【マザーシップ】
 - ・ 行方不明者の捜索 【消防、警察】

第4章 自殺対策計画の推進

第1節 計画の推進のために

(1) 計画の推進体制

- ・ 本計画の推進を図るため、福祉健康課が中心となり庁内関係各課による連携体制の強化を図るとともに、各事業の推進状況を適時適切に把握・確認していきます。

付 属 資 料

三宅村自殺対策計画策定委員会設置要綱

29三福健第733号
平成30年2月14日

(設置)

第1条 国が定める自殺総合対策大綱、東京都が定める自殺対策計画、及び三宅村が地域の実情に即して三宅村自殺対策計画（以下、「計画」という。）を策定するにあたり、三宅村自殺対策計画策定委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、三宅村長（以下「村長」という。）の諮問により、委員会を開催し、次に掲げる事項について調査及び検討を行う。

- (1) 計画の策定に関する事
- (2) 計画に必要な調査に関する事
- (3) その他、村長が必要と認める事項に関する事

(構成)

第3条 委員会の委員は、村長が委嘱し、次に掲げる委員で構成する。

- | | |
|--------------|----|
| (1) 福祉代表者 | 2名 |
| (2) 保健・医療代表者 | 2名 |
| (3) 学識経験者 | 1名 |
| (4) 教育機関代表者 | 1名 |
| (5) 労働機関代表者 | 1名 |
| (6) 警察代表者 | 1名 |

(任期)

第4条 委員の任期は、平成30年3月31日までとする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(役職)

第5条 委員会に委員長1名、副委員長1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。
- 3 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(紹集)

第6条 委員会は、委員長が紹集する。

(会議)

第7条 委員会は、委員の定数の過半数の者が出席しなければ会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員会は必要があるときは委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 委員会の会議、会議録及び会議に係る資料は、公開とする。ただし、出席した委員の過半数により決したときは、その全部又は一部を公開しない。

(守秘義務)

第9条 委員会に出席した者は、委員会の内容その他職務上知り得た秘密事項を第三者に漏らしてはならない。任期終了後も同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、三宅村福祉健康課とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は村長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年2月14日から施行する。

三宅村自殺対策計画策定委員会 委員名簿

任期：平成30年3月1日から平成30年3月31日まで

(敬称略)

氏 名	所 属	区 分	備 考
斉藤 央	社会福祉法人 三宅島社会福祉協議会 事務局長	福 祉 代 表 者	委 員 長
高橋 眞紀子	三宅村地域包括支援センター 専門職員		
小林 信之	東京都島しょ保健所 三宅出張所 副所長	保 健 ・ 医 療 代 表 者	
阿部 太陽	三宅村国民健康保険直営中央診療所 医師		
原田 弘	東京都 三宅支庁 総務課 福祉担当 課長代理	学 識 経 験 者	副 委 員 長
千葉 弘幸	三宅村教育委員会 教育課長	教 育 機 関 代 表 者	
日下 晋輔	公益社団法人 三宅村シルバー人材センター 事務局長	労 働 機 関 代 表 者	
米田 治樹	三宅島警察署 防犯担当係長	警 察 代 表 者	

三宅村自殺対策計画策定委員会 開催経過

平成30年2月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・要綱制定
平成30年2月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・委員委嘱
平成30年2月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・村長諮問
平成30年3月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回策定委員会 (委員長選任・策定説明・計画素案の検討)
平成30年3月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回策定委員会 (計画の答申)
平成30年3月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長答申

第1期三宅村自殺対策計画

平成30年3月

発行 / 三宅村

編集 / 三宅村役場 福祉健康課

東京都三宅島三宅村阿古497

電話 04994-5-0902(福祉係)

04994-5-0911(健康係)